

2. 緑の保全・整備・創出の取り組み

(1) 公園緑地

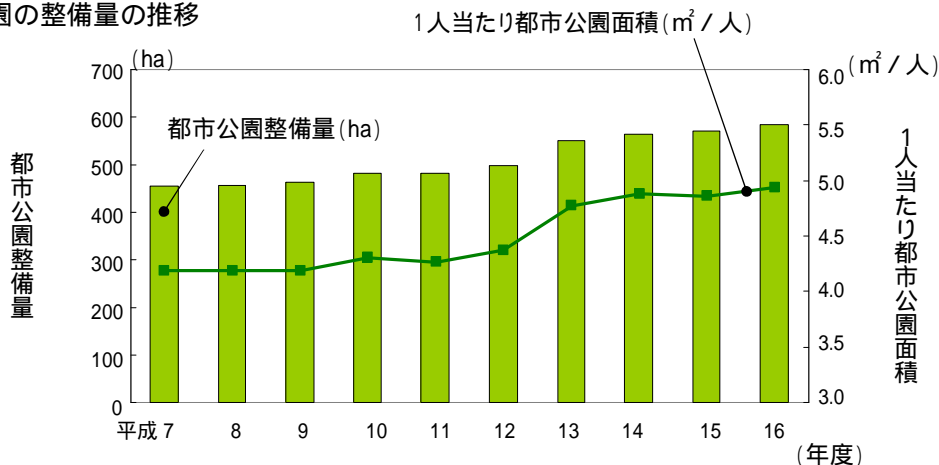
都市公園の整備状況

都市公園は、都市公園法に基づき設置・管理される公園緑地の最も基本となる施設です。都市公園は、旧市時代から積極的に整備を推進しており、特に市街地の拡大に伴い、多くの街区公園を整備しました。また、秋ヶ瀬公園や大宮公園をはじめ、荒川総合運動公園・さいたまスタジアム2002公園・桜草公園・荒川彩湖公園・岩槻城址公園・岩槻文化公園などの大規模な公園も整備しています。

平成17年4月現在の都市公園の整備量は、756箇所、583.56haで、市民1人当たりの都市公園面積は4.95㎡となっています。

都市公園の整備量は、平成7年度末から平成17年4月までの10年間で約130ha増加していますが、1人当たり都市公園面積としては約0.76㎡の増加にとどまっており、人口増加の速度に公園の整備が追いついていない状況となっています。

都市公園の整備量の推移



都市公園の整備量

種別	都市計画決定		市街化区域		市街化調整区域		市域		
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	
住区基幹公園 (P173)	街区公園 (P172)	192	53.18	596	76.64	73	8.80	669	85.44
	近隣公園 (P172)	19	36.42	21	42.27	8	13.29	29	55.56
	地区公園 (P174)	4	18.89	1	5.10	2	7.69	3	12.79
都市基幹公園 (P174)	総合公園 (P174)	9	104.40	2	22.44	8	49.66	10	72.10
	運動公園 (P172)	3	54.20	2	36.93	3	50.37	5	87.30
基幹公園計		227	267.09	622	183.38	94	129.81	716	313.19
広域公園 (P173)		2	101.10	1	67.90	1	13.30	2	81.20
特殊公園 (P174)	風致公園	-	-	-	-	-	-	-	-
	動植物公園	-	-	-	-	-	-	-	-
	歴史公園	-	-	-	-	1	1.74	1	1.74
	墓園	1	27.00	-	-	1	23.87	1	23.87
緩衝緑地 (P172)		-	-	-	-	-	-	-	-
都市緑地 (P175)		10	225.03	13	8.35	5	142.11	18	150.46
都市林 (P175)		-	-	-	-	-	-	-	-
広場公園 (P175)		-	-	2	1.20	-	-	2	1.20
緑道 (P176)		-	-	13	3.45	2	4.13	15	7.58
運動場		1	4.50	1	4.32	-	-	1	4.32
合計		241	624.72	652	268.60	104	314.96	756	583.56

(平成17年4月現在)

区別の整備状況

区別の都市公園の整備状況は、大宮区・桜区・緑区・岩槻区が市の平均を上回っている一方、北区・中央区・浦和区・南区は大きく下回っています。しかし、最も水準が高い桜区の場合も、荒川河川敷に整備された大規模な公園が大きく占めており、身近な公園はむしろ少ない状況です。

このように、公園の整備状況には地域によって大きな格差がみられます。

主要都市との比較

本市の都市公園の4.95㎡/人という水準は、全国平均の8.9㎡/人を大きく下回り、他の政令指定都市と比較しても、下位に位置しています。

住区基幹公園の状況

住区基幹公園は、身近な公園ともいえる公園で、街区公園・近隣公園・地区公園に区分されます。

街区公園は本市では比較的整備が進んでいますが、標準面積2,500㎡であるのに対し、1,000㎡未満の小規模なものが約6割を占めており、100㎡程度の公園も多くあります。また、地区公園については3箇所(大崎公園・与野公園・川通公園)と、極端に少ない整備状況にあります。

都市基幹公園などの状況

都市基幹公園などの都市レベルの規模で利用される大規模な公園は、総合公園・運動公園に区分されます。さらに本市では、大宮公園・しらこぼと公園(広域公園)や秋ヶ瀬公園(都市緑地)なども都市レベルの公園に含めることができます。

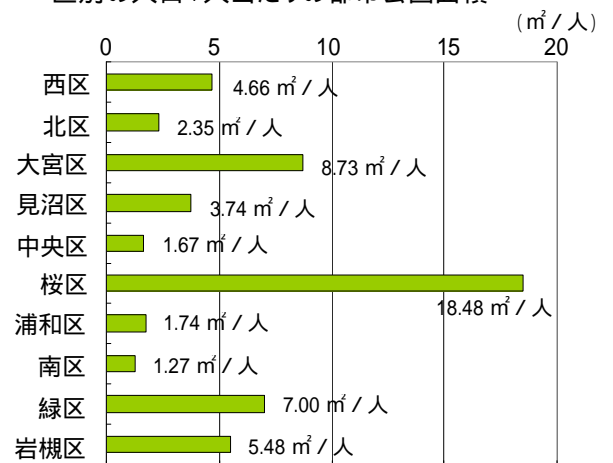
これらの都市公園は、見沼田圃や荒川河川敷周辺の、主に市街地の縁辺部に整備されており、自然を活かすよう配慮されています。

区別の都市公園の整備状況

	箇所	面積(ha)
市全体	756	583.56
西区	86	38.56
北区	121	31.15
大宮区	64	93.16
見沼区	137	56.77
中央区	17	15.08
桜区	44	168.69
浦和区	79	24.58
南区	77	21.20
緑区	79	73.14
岩槻区	52	61.23

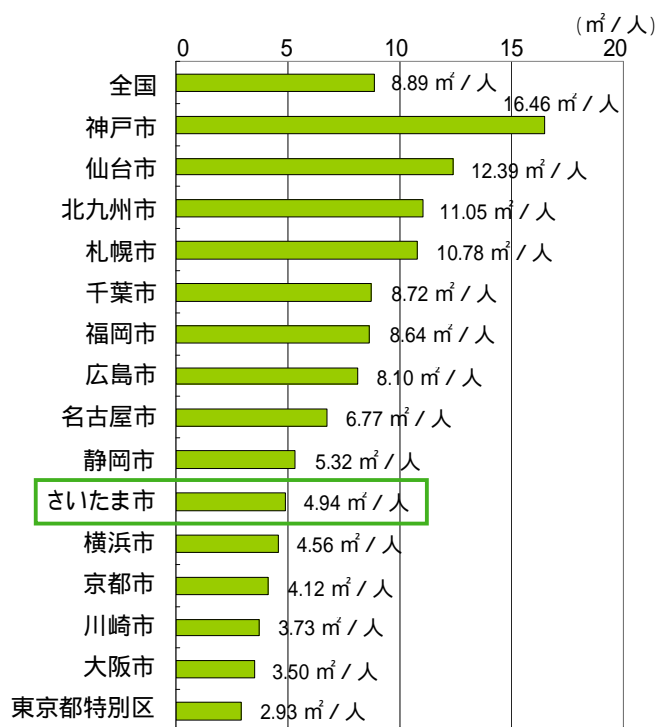
(平成17年4月現在)

区別の人口1人当たりの都市公園面積



(平成17年4月現在)

主要都市の人口1人当たりの都市公園面積

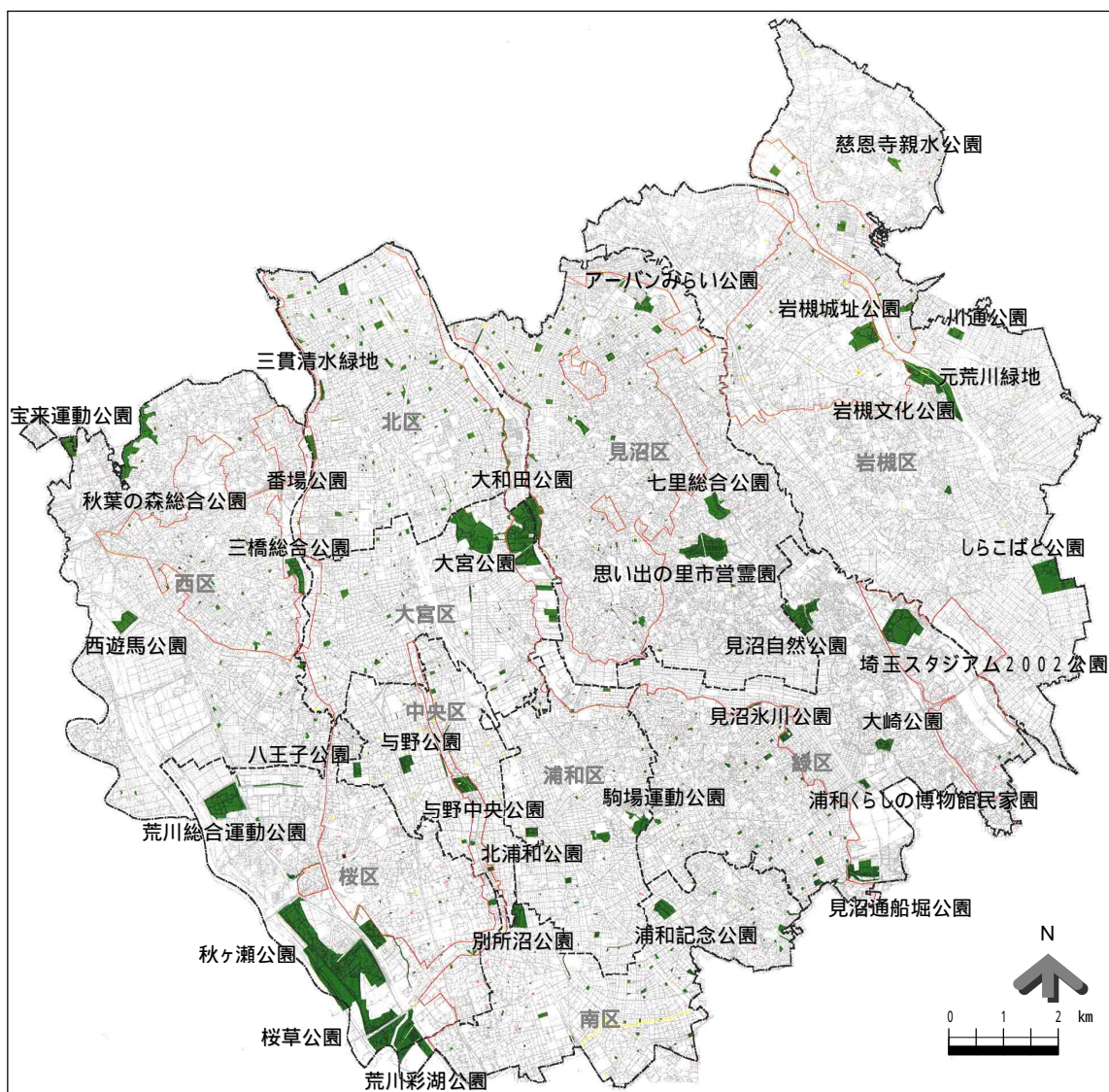


(平成16年度末 国土交通省による)

特殊公園などの状況

その他の都市公園は、特殊公園として歴史公園(浦和くらしの博物館民家園)と墓園(思い出の里市営霊園)を各1箇所整備しているほか、広場公園を2箇所、緑道を15箇所整備しています。

主な都市公園の配置計画図



その他の公園

都市公園に準じるオープンスペースとして、地域の遊び場となる子供広場や緑道なども整備・管理しています。また、大宮花の丘農林公苑や市民の森、グラウンドなども、都市公園ではありませんが、公園としての機能を持っており、市民のレクリエーションの場として親しまれています。

用語解説

オープンスペース
(P172)

(2) 制度による緑の保全

市内の優れた自然環境は、法律や条例などに基づいて指定することにより、緑の保全を図っています。

風致地区

風致地区は、都市における自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を維持するために都市計画に定めるものです。

本市では、氷川神社や盆栽村を中心として大宮風致地区が指定されています。この区域における緑被率は約50%であり、緑が豊かなまちなみが形成されています。

近郊緑地保全区域

近郊緑地保全区域は、首都圏の近郊整備地帯において、相当な規模を有し良好な自然環境を形成している緑地を保全する制度で、首都圏近郊緑地保全法に基づき国土交通大臣が指定します。

本市では、荒川の河川敷一帯が荒川近郊緑地保全区域に指定されています。

自然公園

自然公園は、優れた自然の風景の保護と利用を図るため、埼玉県自然公園条例に基づき指定されるもので、県民の野外レクリエーション活動や自然とのふれあいの場として、また、自然学習のフィールドとして利用されています。

本市では、緑区の東部地域が埼玉県立安行武南自然公園に指定されています。

樹林地などの保全

身近な樹林地を保全するために、都市緑地法に基づく市民緑地、森林法に基づく保安林、埼玉県ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づくふるさとの緑の景観地、市みどりの条例に基づく自然緑地・保存緑地・環境緑地を指定しています。また、さいたま緑のトラスト運動による緑のトラスト保全地として、見沼田圃周辺斜面林と小川原家屋敷林が公有地化されています。

樹木については、氷川神社参道と日光御成道が埼玉県ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づくふるさとの並木道に指定されているほか、市内の美観上優れた樹木は保存樹木として204本(平成17年度末現在)を指定しています。

農地の保全

良好な農地を保全するために、農業振興地域内に農用地区域が、西区・見沼区・緑区・岩槻区に多く指定されています。

また、市街化区域の農地を保全するために、生産緑地法に基づく生産緑地地区が、見沼区・緑区に多く指定されています。

用語解説

- 都市緑地法
(P175)
- 保存樹木
(P176)
- 農業振興地域
(P175)

緑の保全制度などの指定状況

保全制度指定地	根拠法令など	箇所	面積 (ha)
風致地区 (P175)	都市計画法	1	284.00
近郊緑地保全区域 (P172)	首都圏近郊緑地保全法	1	1,328.00
自然公園 (P173)	埼玉県自然公園条例	1	431.00
市民緑地 (P173)	都市緑地法	2	0.23
保安林 (P175)	森林法	1	0.95
ふるさとの緑の景観地 (P175)	埼玉県ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例	2	8.20
自然緑地 (P173)	さいたま市みどりの条例	26	8.97
保存緑地 (P176)	さいたま市みどりの条例	389	69.58
環境緑地 (P172)	さいたま市みどりの条例	1	0.55
緑のトラスト保全地	さいたま緑のトラスト基金 (P173)	2	1.86
農用地区域 (P175)	農業振興地域の整備に関する法律		2,895.00
生産緑地地区 (P174)	生産緑地法	1,516	392.82

(平成17年3月現在)

面積は重複があります。

(3) 河川・水路などの水辺の緑

市内には、荒川・元荒川・鴨川・芝川・綾瀬川などの河川や、見沼代用水をはじめとした農業用水路などの水路が流れています。水質が良好で安定しており飲料水の取水源となっている河川は荒川のみであり、その他の河川や水路などは、ほとんどが都市化による生活排水路と化しています。

このような水辺を活かし、親水公園などを整備しているほか、深作多目的遊水地のように、生き物の生息地となるような水辺空間を持つ調節池の整備も進められています。

さらに、水路を活用した六辻水辺公園などの緑道のほか、見沼代用水縁や鴻沼川・鴨川などには桜並木が整備されており、水辺空間を活かした憩いの場として親しまれています。



見沼代用水縁の桜並木(緑区)



鴨川第一調節池(西区)

用語解説

調節池

(P174)

(4) 道路の緑

道路の緑は、街路樹がその代表といえます。街路樹は、良好な道路景観を形成するとともに、大気汚染の防止や防災の観点からも重要な緑です。また、清涼な風の道となり、生き物の生息や移動にも役立っています。



国道463号のケヤキ並木(浦和区)

(5) 公共公益施設の緑

市庁舎・区役所・学校などの公共公益施設は、市民に身近な施設です。このような施設の緑被率は、平均で約21%となっています。施設別では、大学・その他学校(約47%)や福祉施設(約36%)が高い数値を示していますが、保育園(約8%)や庁舎(約9%)は低くなっています。

また、大宮聖苑のように屋上緑化がなされた施設も整備しています。

公共公益施設の緑被現況

種別	箇所	平均緑被率 (%)
小学校	101	18.67
中学校	55	14.76
高校	25	21.79
大学・その他学校	6	46.60
保育園	52	7.96
公民館	41	13.14
公営住宅	91	26.28
文化施設	44	19.64
福祉施設	26	36.24
庁舎	65	8.97
その他施設	72	22.73
計	578	20.88

(平成17年3月現在)



屋上緑化などによる緑が豊かな大宮聖苑(見沼区)



道に面した部分に花壇を設置した与野西中学校
(中央区)

(6) 民有地の緑

住宅地

市街地内の戸建て住宅地には、生垣をはじめとして、豊かな緑を持つ庭もみられます。このような住宅地が市の緑被を支えています。中には、風格を感じさせる庭園や屋敷林を持つ住宅もあり、地域の緑の資源となっています。また、市のみどりの条例による自然緑地や保存緑地に指定し、保全されている屋敷林も数多くあります。

新しく整備された住宅地やマンションにおいても、緑やオープンスペースを確保しているものもあり、緑豊かなまちなみの形成に寄与しています。



市街地に残る屋敷林(北区)

商業・業務地

商業・業務地は、主に鉄道沿線の中央部の市街地に広がっています。商業・業務地には積極的に緑を確保した施設はあまりみられません。特に駅周辺の中心市街地でこの傾向が強く、緑がまったくない施設もあります。

工業地

工業地は、地域の環境づくりに貢献するために緑を創出することが求められる施設です。本市の代表的な工業地である吉野原工業団地と岩槻工業団地では、幹線道路を中心として道路際の緑化が進められています。

また、一定規模以上の事業所などの開発については、工場立地法や市のみどりの条例に基づき緑化指導を行っています。



道に面した部分を緑化している事業所(北区)